

鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第56号**

鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている農業改良資金（廃止前の鳥取県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第2条第5号に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）及び融資機関に対する資金（旧規則第5条第1項の規定により融資機関に対し貸し付けられる資金をいう。）については、なお従前の例による。

（事務の委託）

3 この規則の施行の際現に貸し付けられている農業改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社（債権回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3号に規定する債権回収会社をいう。）に対する委託については、なお従前の例による。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

4 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）									
個別事員に係る事務処理権限										個別事員に係る事務処理権限									
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		知事			種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者			
				部長	課長	地方機関 の長	部長							課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長	
略										略									
経 営 支 援 課										経 営 支 援 課									
四の二 鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止す										四の二 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部									
1 同規則第3条第1項の規定による農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定										1 同規則第3条第1項の規定による農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定									
1 同規則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる農業										1 同規則第3条第1項の規定による貸付金の貸付に係る債権についての									

<p>る規則(平成22年鳥取県規則第56号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会への委託</p>		略	略
<p>を改正する規則(平成19年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会への委託</p>		略	略